

平成 31 年 4 月 13 日

株 主 各 位

愛知県小牧市小木五丁目 411 番地  
五洋インテックス株式会社  
(証券コード：7519)  
株主 株式会社木村建設  
同 木 村 永 浩  
同 鈴 木 洋

### 臨時株主総会招集のご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、名古屋地方裁判所の平成 31 年 3 月 6 付臨時株主総会招集許可決定に基づき、下記のとおり五洋インテックス株式会社の臨時株主総会を開催させていただきますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら同封の委任状用紙に賛否をご表示いただき、ご署名及びご捺印のうえ、同封の返信用封筒にて、平成 31 年 4 月 23 日（火曜日）正午までにご投函くださいますようお願い申し上げます。

敬具

#### 記

1. 日 時 平成 31 年 4 月 28 日（日曜日） 午前 11 時より
2. 場 所 東京都千代田区神田神保町 2-17 神田神保町ビル 7F  
株式会社 BT ホールディング 会議室  
(本株主総会は、上記株主らが招集し、開催されるため、従来の開催場所とは異なります。ご来場の際は、末尾「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違いのないようご注意願います。)
3. 目的事項  
決議事項  
第 1 号議案 取締役 大脇功嗣 解任の件  
第 2 号議案 取締役 2 名 選任の件  
第 3 号議案 監査役 1 名 選任の件

- ~~~~~
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の委任状用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。同封の委任状用紙をご持参いただけない結果、本人確認ができない場合には、株主総会への出席をお断りする場合がありますので、ご容赦ください。
  - 臨時株主総会招集ご通知添付書類及び議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の SKOS 株式会社のウェブサイト (<https://www.skos.co.jp/company/#goyo>) にて、修正後の内容を掲載させていただきます。

4. 招集にあたっての決定事項

(代理人による議決権行使)

代理人は、同社の議決権を有する株主様1名とさせていただきます。

代理人により議決権を行使される場合は、①代理権を証する書面（委任状）に加え、  
②当該代理人である株主様ご本人の本人確認資料（同封の委任状用紙）のご提出が必要となります。

以上

## 議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

### 1. 議決権の代理行使の勧誘者

(氏名又は名称) 株式会社B Tホールディング

代表取締役 鈴木 洋

(住 所) 東京都千代田区神田神保町二丁目17番地

(氏名又は名称) 株式会社木村建設

代表取締役 木村 永浩

(住 所) 名古屋市中川区野田三丁目241番地

### 2. 議案に関する事項

五洋インテックス株式会社(以下、単に「会社」といいます。)の株主である株式会社B Tホールディング及び株式会社木村建設らは、名古屋地方裁判所による平成31年3月6日付臨時株主総会招集許可決定に基づき、下記事項を目的とする会社の臨時株主総会を平成31年4月28日に開催することを決定いたしました。

(1) 第1号議案 取締役 大脇功嗣 解任の件

(2) 第2号議案 取締役 2名 選任の件

(3) 第3号議案 監査役 1名 選任の件

各議案の要領及び提案理由等は、以下のとおりです。

#### (1) 第1号議案 取締役 大脇功嗣 解任の件

(提案理由)

会社は、取締役大脇功嗣(以下「大脇氏」といいます。)が代表取締役社長に在任する12期中11期も、連結損益計算書上、経常赤字を計上するという極めて異常な事態に陥っています。そして、平成31年3月期通期の連結業績についても、同第3四半期決算短信によれば、経常赤字の予想となっているため、このまま行けば13期中12期が経常赤字となる見込みです。

また、会社は、新規事業への積極的投資による収益性の向上を企図し、平成24年3月期から平成30年3月期までの間、増資を繰り返すことで多額の資金を調達しております

が、上記会社の業績結果に鑑みれば、当該調達資金が有効に利用されたものとは認められません。そして、平成23年8月時点の発行済株式総数が6,074千株（平成30年10月1日の株式併合を考慮する前の数を記載しています。以下同じ。）であったのに対し、平成30年3月時点の発行済株式総数は20,203千株と約3倍以上にもなり、希釈化率は約233%にも達しておりますので、結果として、ただいたずらに株式価値の希薄化を招いたに過ぎなかったと言わざるを得ません。

さらに、会社が東京証券取引所に提出した平成30年8月7日付「改善報告書」（以下、単に「改善報告書」といいます。）によれば、新規事業を推進する立場にあった大脇氏及び前取締役管理部長において、新規事業の事業実態を適切に理解することの必要性に対する認識が欠如しており、当該事業への知見及びノウハウが不十分であったとの指摘がなされている上、会社が公表した平成30年11月2日付「業績予想の修正に関するお知らせ」（以下「業績予想の修正IR」といいます。）において、会社の平成31年3月期の通期予想が、当初の営業黒字及び経常黒字見込みから、一転、営業赤字及び経常赤字見込みへと大幅な下方修正が行われ、平成31年3月期第2四半期及び同第3四半期の決算短信にも、重要事象等として、継続企業の前提に関する事項が付記されました。当該修正の理由として、新規事業であるメディカル関連事業において、メディカルツーリズムの稼働の大幅な遅れが指摘されていることからすれば、大脇氏が会社の経営を担うべき取締役の一員として相応しくない人物であることは明らかです。

以上より、会社の業績回復を図るには、一刻も早く、大脇氏を取締役の地位から退かせるとともに、会社に相応しい新経営体制で臨む必要があると考え、大脇氏の解任を求める次第です。

## (2) 第2号議案 取締役 2名 選任の件

### (議案の要領)

以下の候補者2名を、会社の取締役として選任する。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 会社の 株式の数
1	うめの たくみ 梅野 拓実 (昭和40年11月 15日生)	平成4年4月 丸紅株式会社 入社 平成10年5月 FREESTAR ENTERPRISES Co.,Ltd 社外取締役 平成21年4月 Shanghai Intercontinental Travel Service Co.,Ltd 副総経理(現任) 平成21年5月 復旦大学 客員教授 平成21年6月 新双日株式会社 社外取締役(現任)	0株
2	みやはら ゆういち 宮原 雄一	平成16年2月 株式会社光通信 入社	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 会社の 株式の数
	(昭和50年1月18日生)	平成20年6月 株式会社光通信 営業部長 平成21年8月 アクトソリューションパートナーズ株式会社 専務取締役(COO) 平成27年10月 株式会社OMGホールディングス 取締役営業本部長 平成29年1月 株式会社クリークアンドリバー社 事業企画室シニアプロデューサー 平成30年5月 株式会社サンブリッジ 事業本部長(現任)	

(注) 1. 各候補者と会社との間には、特別の利害関係はありません。

(提案理由)

上記「(1) 取締役 大脇功嗣 解任の件」における「提案理由」に記載した会社の現状を踏まえ、一刻も早く、会社の業績回復を図る必要があり、そのためには現経営体制を刷新することが必要であると思われます。

そこで、以下の理由から、各候補者を会社の取締役として選任すべきであると考えます。

① 梅野拓実について

梅野拓実(以下「梅野氏」といいます。)は、前記略歴のとおり、中国に対する知識は勿論、日中ビジネスに関するノウハウ、中国インバウンド事業の経験をも有する人物です。

業績予想の修正IRに記載のとおり、会社の業績の下方修正の理由として、メディカルツーリズムの稼働の遅れが要因として挙げられているところ、梅野氏は、現在も中国の大学において日中経済関係を中心とした研究を行っているなど中国国内の事情に精通している人物であるばかりか、中国を軸としたアジア向けの医療インバウンド事業を中心に、メディカルツーリズムの実務にも長く携わっており、同業務に対する豊富な経験・実績をも有しています。

したがって、梅野氏は、会社が将来の事業の柱に据えようとしているメディカルツーリズム事業について、その中心となって推進することができる貴重な人材であるといえることから、会社の取締役として相応しい人物であると考えます。

② 宮原雄一について

宮原雄一(以下「宮原氏」といいます。)は、前記略歴のとおり、日本有数の営業会社の出身者として、全階層の営業戦略・営業戦術のノウハウを有するとともに、コンサルティング会社等においても企業コンサルティングの豊富な経験を積んでおり、経営課題のヒアリング・分析、人材マネジメント及び育成・組織運営・事業構造改革などの分野において、多くの実績を有する人物です。

その点、会社は、業績の改善とともに事業構造を抜本的に見直す必要があると考

えられるところ、宮原氏は、営業マンとしての一般社員から営業会社のCOOまでを経験した叩き上げの人物として、あらゆる階層の営業ノウハウを熟知しており、会社の各階層の営業体制を改善させられるとともに、インテリア事業だけでなくメディカル事業も含め会社全体の営業を横断的に強化することができるものと考えます。

以上より、宮原氏は、会社の取締役として即戦力になることが期待できる人物であり、会社の取締役に相応しい人物であると考えます。

### (3) 第3号議案 監査役 1名 選任の件

#### (議案の要領)

以下の候補者1名を、会社の監査役として選任する。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼業の状況	所有する 会社の 株式の数
1	とだ ゆうすけ 戸田 裕典 (昭和58年5月28日生)	平成21年12月 弁護士登録 平成22年1月 アンダーソン・毛利・友常法律事務所 入所 平成24年2月 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構 出向 平成26年2月 株式会社地域経済活性化支援機構 (旧：企業再生支援機構) 出向 平成26年9月 戸田綜合法律事務所 設立 平成30年4月 弁護士法人ニューポート法律事務所 同事務所代表弁護士 (現任) 【重要な兼職の状況】 弁護士法人ニューポート法律事務所 代表弁護士	0株

- (注) 1. 上記候補者と会社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. 上記候補者は、社外監査役候補者であります。

#### (提案理由)

戸田裕典(以下「戸田氏」といいます。)は、アンダーソン・毛利・友常法律事務所において、ファイナンス、M&A、労働法務などの業務に従事し、企業法務全般についての幅広い知識・経験を有する上、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構及び株式会社地域経済活性化支援機構においては、様々な課題を抱える企業の事業再生業務に携わり、数多くの企業を再生させた経験・実績も有しています。

その点、会社が抱える課題の一つであるコンプライアンスを重視した企業経営の実現のためには、監査役ないし監査役会による経営監視機能の強化が不可欠であるところ、企業法務に関する豊富な知見を有し、かつ、企業が抱える課題に対する解決能力に優れた戸田氏は、会社の社外監査役に相応しい人物であると考えます。

以上

## 株主総会会場ご案内図

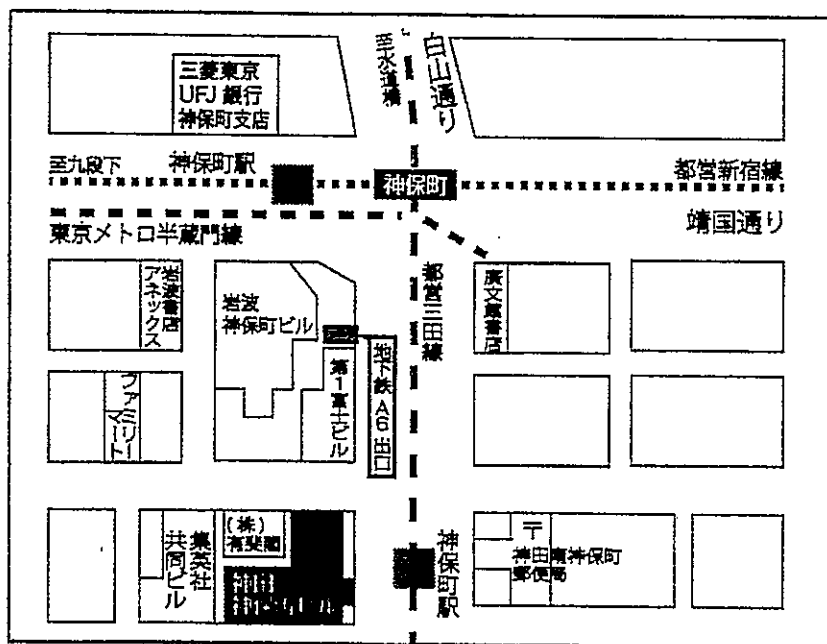
(会場) 神田神保町ビル 7F 株式会社 BT ホールディング 会議室

〒101-0021 東京都千代田区神田神保町 2-17

(連絡先) 担当事務局 弁護士法人ニューポート法律事務所

TEL:03-6435-5689 FAX:03-6435-5699

※ 従来の開催場所とは異なります。ご来場の際は、お間違いのないようご注意願います。



### 〔交通機関〕

都営三田線・都営新宿線・ 東京メトロ半蔵門線	神保町駅 (A6出口)	徒歩 1分
都営新宿線・東京メトロ東西 線・東京メトロ半蔵門線	九段下駅 (5出口)	徒歩 7分
東京メトロ東西線	竹橋駅 (1a出口)	徒歩 9分

※ 駐車場の設備がありませんので、お車・オートバイ・自転車でのご来場はご遠慮  
ください。